

A234-5 報告書管理体制加算

2022年4月22日時点（疑義解釈6まで）

日本ヘルスケアプランニング株式会社

A234-5 報告書管理体制加算（点数・算定要件）

A234-5 報告書管理体制加算 7点（退院時1回）

注 組織的な医療安全対策の実施状況の確認につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして
地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であって、当該入院中に第4部画像診断又は第13部病理診断
に掲げる診療料を算定したもの（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、
報告書管理体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、退院時1回に限り、所定点数に
加算する。

A234-5 報告書管理体制加算（施設基準）

1 報告書管理体制加算に関する施設基準

- (1) 放射線科又は病理診断科を標榜する保険医療機関であること。
 - (2) 区分番号「A 2 3 4」医療安全対策加算 1 又は 2 の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関であること。
 - (3) 第 4 部通則 5 に規定する画像診断管理加算 2 若しくは 3 又は区分番号「N 0 0 6」病理診断管理加算 1 若しくは 2 の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関であること。
 - (4) 当該保険医療機関内に、医療安全対策に係る適切な研修を修了した専任の常勤臨床検査技師又は専任の常勤診療放射線技師その他の常勤医療有資格者を報告書確認管理者として配置していること。なお、ここでいう適切な研修とは、第20 医療安全対策加算の 1 の（1）の A をいうものである。
 - (5) 当該保険医療機関内に、以下の構成員からなる報告書確認対策チームが設置されていること。
 - ア（4）の報告書確認管理者
 - イ 専ら画像診断を行う医師もしくは専ら病理診断を行う医師
 - ウ 医療安全管理部門の医師その他医療有資格者
 - (6) 報告書確認管理者が行う業務に関する事項
 - ア 報告書管理に係る企画立案を行うこと。
 - イ 報告書管理の体制確保のための各部門との調整を行うこと。
 - ウ 各部門における報告書管理の支援を実施し、その結果を記録していること。
 - エ 報告書作成から概ね 2 週間後に、主治医等による当該報告書の確認状況について、確認を行うとともに、未確認となっている報告書を把握すること。
- オ 未確認となっている報告書のうち、医学的な対応が必要とされるものについて、その対応状況について、診療録等により確認すること。
医学的な対応が行われていない場合にあっては、主治医等に電話連絡等の方法により対応を促すこと。

A234-5 報告書管理体制加算（施設基準）

（7）報告書確認対策チームが行う業務に関する事項

ア 各部門における報告書管理の実施状況の評価を行い、実施状況及び評価結果を記録するとともに、報告書管理の実施状況の評価を踏まえた、報告書管理のための業務改善計画書を作成すること。

イ 報告書管理を目的とした院内研修を、少なくとも年1回程度実施していること。

ウ 医療安全管理対策委員会との連携状況、院内研修の実績を記録すること。

エ 報告書管理の評価に係るカンファレンスが月1回程度開催されており、報告書確認対策チームの構成員及び必要に応じて患者の診療を担う医師、画像診断を担当する医師、病理診断を担当する医師、看護師等が参加していること。なお、当該カンファレンスは、対面によらない方法で開催しても差し支えない。

（8）医療事故が発生した際に適切に報告する体制を整備していることが望ましいこと。

2 届出に関する事項

報告書管理体制加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式36の3を用いること。

A234-5 報告書管理体制加算（疑義解釈）

カンファレンスについて 22年3月31日疑義解釈 問 78

区分番号「A 2 3 4 - 5」報告書管理体制加算の施設基準における「報告書管理の評価に係るカンファレンス」について、区分番号「A 2 3 4」医療安全対策加算の施設基準におけるカンファレンスと兼ねることは可能か。

（答）以下のとおり。

当該カンファレンスに、報告書確認対策チームの構成員及び必要に応じて患者の診療を担う医師、画像診断を担当する医師、病理診断を担当する医師、看護師等が参加している場合に限り可能。ただし、医療安全対策加算の施設基準におけるカンファレンスと兼ねた場合には、その旨を記録に残すこと。

医療事故が発生した際の適切な報告とは 22年3月31日疑義解釈 問 79

区分番号「A 2 3 4 - 5」報告書管理体制加算の施設基準における「医療事故が発生した際に適切に報告する体制を整備」とは、具体的にはどのようなことを指すのか。

（答）以下のとおり。

現時点では、公益財団法人日本医療機能評価機構の医療事故情報収集等事業に参加していることを指す。

A234-5 報告書管理体制加算

届出関連

A234-5 報告書管理体制加算（届出関連）

・届出に関する事項

報告書管理体制加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式36の3を用いること。

別添7

基本診療料の施設基準等に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード	届出番号 (報告管理) 号
------------------------	---------------

連絡先
担当者氏名:
電話番号:

(届出事項)

[報告書管理体制加算] の施設基準に係る届出

当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に關し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに關する。）を行ったことがないこと。

当該届出を行う前6月間において拒絶規則及び拒絶規則並びに拒絶基準に基づき厚生労働大臣が定める指示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。

当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に關し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているのを、別添の様式を添えて届出します。

令和 年 月 日

保険医療機関の所在地
及び名称

開設者名

近畿厚生局長 殿

備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。
2 □には、適合する場合「シ」を記入すること。
3 届出書は、1通提出のこと。

様式36の3

報告書管理体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 標榜診療科 <input type="checkbox"/> 放射線科 ・ <input type="checkbox"/> 病理診断科			
2 医療安全対策加算の届出状況			
医療安全対策加算1	有・無		
医療安全対策加算2	有・無		
3 画像診断管理加算又は病理診断管理加算の届出状況			
画像診断管理加算2	有・無		
画像診断管理加算3	有・無		
病理診断管理加算1	有・無		
病理診断管理加算2	有・無		
4 報告書確認管理者について			
氏名	勤務時間	職種	所属
	時間		
5 報告書確認管理者の研修の受講状況について			
医療安全対策に係る適切な研修の受講の有無	有・無		
6 報告書確認対策チーム（構成員）について			
氏名	勤務時間	職種	所属
	時間		
	時間		
	時間		
	時間		
	時間		

[記載上の注意]

- 「4」について、常勤の職員であり、当該職員の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間（休憩時間を除く労働時間）を記入すること。
- 「5」について、報告書確認管理者が、医療安全対策に係る適切な研修を修了したことを証明する書類（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。
- 「6」について、常勤の職員であり、当該職員の勤務時間については、1と同様に記入すること。